

第21回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年5月29日（水）午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（4人）

吉水 隆
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（1人）

田中 秀和

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条による許可申請について

議案第2号 農地法第5条による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第21回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。なお、農地利用最適化推進委員のうち田中委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・平成31年度 全国情報会議
期日：4月11日(木)
場所：東京都 文京区「椿山荘」
出席者：内藤会長
- ・令和元年度 長岡地域農業振興協議会総会
期日：5月21日(火)
場所：長岡市「ホテルニューオータニ長岡」
出席者：内藤会長
- ・全国農業委員会会長大会、新潟県選出国會議員との農政懇談会、
全国農業委員会会長大会実行委員会
期日：5月27日(月)～28日(火)
場所：東京都 文京区「文京シビックホール」ほか
出席者：内藤会長

議 長 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。議案書1ページをご覧ください。
議案第1号農地法第3条による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

現地は現在、県営中山間地域総合整備事業(八手地区)の事業エリアとなっており、土地改良事業に伴う換地業務も実施されている田んぼであります。今年度は面整備工事により休耕となります。市野坪換地区は今年3月に換地計画原案が確定しましたが、本案件にかかる内容として、市野坪換地区の相続による権利者である譲渡人 Tさんの市野坪換地区で貼り付けされた区画が、譲受人 Gさんの家族(母親であり同経営体)である市野坪換地区の権利者、Y

さんの換地で張り付けられた区画（区画番号2-1）の隣の区画となり、又、両者が権利境を介した区画（区画番号2-2-1・2）が貼り付けられています。詳しくは議事資料の2ページをご覧ください。

このたびの許可申請の経緯については、市野坪換地区の権利者であった譲受人の父であるNさんが先日お亡くなりになられたことにより、市野坪の耕地を手放す決断をされました。そこでこれまで譲渡人の田んぼを小作していたYさんとの話し合いで、面整備工事完了後は田んぼが隣接又は同区画の一枚田んぼとなる為、売買の意向を示されたことにあります。

議案の記載内容に譲渡人・譲受人の持分合計農地面積、この度の所有権移転売買の筆の合計面積が上段に記載されておりますが、下段のカッコ内の合計面積は、換地計画原案で確定された換地後の予定面積を反映した合計面積が記載されております。別段面積要件の判断として出雲崎町の西越地区は30a（3,000㎡）となっており、このたびの取引面積を合計すると2,828㎡であり別段面積要件を満たしません。カッカ内の面積である換地後の予定面積を反映した合計面積を合計すると、3,759㎡となり、別段面積要件を満たせることが確認できます。農地法第3条第2項のただし書きの運用として、農地法施行令第2条第3項第3号によると、「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地とし一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地」とあります。土地改良中の換地予定面積及び貼り付け状況等も判断材料として考慮する必要があります。また農地法第3条の許可要件（判断基準）として、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などがありますが譲受人Gさんは家族形態で営む地域農業の経営体でありこれらの要件に合致していると考えられます。

説明は以上です。

議長 　ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4番 　今程の説明からすると、別段面積を満たさなくても農地を取得できるということですが。例えば元々別段面積に満たない農地を所有している場合、取得しようとする面積を合計したうえ、別段面積を満たせば取得できるのでしょうか。

事務局 　原則として別段面積（下限面積）を満たさなければ取得できませんが、法令によると取得可能な取扱いの判断ができるケースもあります。ただし、面積要件だけでは認められません。先ほど説明で申し上げましたが許可に関する判断としては議事資料に記載のとおり面積要件の他にも全部効率要件、農作業従事要件、地域との調和要件などがあります。それらを統合して判断する必要があります。また土地改良事業による換地計画原案で貼り付けられた耕地の状態等も考慮して判断する必要もあると思われます。換地貼り付けの際に、後に売買を考えている権利者の区画及び小作をしていた権利者の区画について、自身の区画の隣に貼り付けしたりすることはよくあるケースです。

それと別段面積に満たない農地を所有している場合の取り扱いになります
が、その自己所有面積と取引面積を合計した面積により判断を行います。た
だし、説明申し上げましたとおり、その他の要件にも合致してなければなり
ません。農業経営を出来る見込みがない方に農地が取得されると農地では
なくなってしまう事も考えられます。

事務局長 議事資料の換地計画原案図のとおり、譲受人と譲私人の区画が管理境を介
した一枚田んぼになる予定です。また隣の区画には譲受人と同経営体の権利者の
田んぼが貼り付けられています。施行令第2条第3項第3号の「その位置、面
積、形状からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地とし一体として利用しな
ければ利用することが困難と認められる農地」とあります。この要件に合致
しておりますし、譲受人も長年家族で一生懸命耕作されていますし、今後も地
域の担い手として期待できると思います。

議長 ただいま事務局から再度説明がありましたが、許可相当と判断してよろしい
でしょうか。原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙
手願います。

(委員の挙手)

議長 全員賛成ですので議案第1号は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務
局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書2ページをご覧ください。
議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請があり
ました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 借受人のT社が、農地法に定める認定電気通信事業者であるD社からの請
負で現在の敷地内にある既存の携帯電話用の基地局を建て替えするにあたり、
周囲を工事の作業用地として一時的に使用するための転用となります。な
お携帯電話用基地局につきましては、農地法第5条第1項第7項及び農地法
施行規則第53条第14項の定めるところにより転用に農地法の許可を必要と
しないものであります。法律関係は議事資料12ページをご確認ください。事
業者であるT社からはこの一時転用の許可申請と共にD社による事業計画書
が提出されています。

説明は以上になります。

議長 地区担当の1番・遠藤委員、補足説明等がありましたらお願いします。

1 番 5月10日（金）に現地確認をして参りました。既存の鉄塔が旧式であり、同敷地内に新しい鉄塔を建てるための工事が行われます。5ギガ使用になるそうです。これにより最新の装置等が取り付けられるようになり、通信速度が速くなるとのことで携帯電話等の電波の状況や、動画の状況も良好となり、また医療の遠隔操作にも対応出来るものとなるようです。なお、来年に開催される東京オリンピックに向け関東地方を中心に徐々に建て替えを行っているそうです。

許可の判断につきましては、ただいま事務局が説明したとおりでよろしいと思いますし、平成30年度の10月の総会議案にありました常楽寺の携帯基地局の工事と同じ案件であり、許可相当と判断できると思われま

議長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議長 全員賛成ですので議案第2号は原案のとおり許可といたします。

議長 続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。議案書3ページからご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、新規設定2件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

番号1の筆は今回1筆となりますが、前回総会の集積計画で許可いただきました、大字大寺字福田396番1と一枚田んぼであり、同じ借人となります。以前の小作人がお亡くなりになった為、同様にこの田んぼの小作を引き継ぐ形になります。

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第2号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上になります。

議長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 番号1について、以前の小作人（借人）がお亡くなりになったことによるもので、このたび新たな借人による新規設定ということですが、権利設定の期間中に貸人が亡くなられた場合、その権利設定は相続人に引き継がれるのでしょうか。

事務局 そのとおりです。なお、相続人の申請により改めて総会の議決を得る必要は無く、農家台帳上等で記録等管理を行います。

議長 他に、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 他に、ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議長 全員ですので、議案第3号は原案のとおり許可いたします。

議長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員から発言あれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第21回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和元年5月29日

議長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩